

(保育課 関係)

1 待機児童解消に向けた取組について

(1) 待機児童ゼロ作戦の推進について

待機児童解消のため待機児童ゼロ作戦を推進しており、平成19年4月の待機児童数は、4年連続で減少し、約1万8千人となり、改善傾向にあるものの、依然として都市部を中心に多くの待機児童が存在している。

このため、「ワーク・ライフ・バランス憲章」の行動指針において初めて労使が合意して具体的に示された残業削減等の数値目標の達成や育児休業制度の拡充などを図るほか、保育サービスの質と量の充実に向けた「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとしており、各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務付けられている市区町村（特定市区町村）においては、保育所整備のほか、家庭的保育事業や定員の弾力化等の施策を積極的に活用し、こうした関連施策の活用を含め適切かつ具体的な計画を策定するなど、地域住民における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

なお、平成20年度予算案において、民間保育所の施設整備を進めるため、次世代育成支援対策施設整備交付金として137億円を計上するとともに、平成19年度補正予算において、保育所を含む児童福祉施設の耐震化対策等に係る経費として51億円を社会福祉施設等施設整備費補助金に計上しているところであり、これらにより、保育所の創設や増築等の整備が図られるよう、対応することとしている。

(2) 児童福祉法に基づく保育計画について

児童福祉法に基づく保育計画の策定については、平成19年4月1日に新たに特定市区町村及び特定都道府県となった市区町村及び都道府県は、今年度中に保育計画を策定しなければならないこととされている。当該市区町村及び都道府県においては、現在、保育計画策定の最終段階であると考えているが、引き続き次の点にご留意をお願いする。

- ①特定市区町村においては、市区町村保育計画を定め、これを公表するとともに都道府県知事に提出すること。
- ②特定都道府県においては、都道府県保育計画を定め、これを公表するとともに厚生労働大臣に提出すること。

なお、保育計画を策定した市区町村・都道府県においては、児童福祉

法に基づき、毎年少なくとも1回は当該計画に定められた事業の実施状況を公表されたい。

また、特定都道府県においては、既定の都道府県保育計画の内容の検討を行い更なる推進を図るとともに、特定市区町村に対し必要な助言を行うなど、策定に当たっての援助に努められたい。

(3) 保育所入所待機児童数調査等の実施について

待機児童ゼロ作戦の進捗状況や認可外保育施設の状況を把握するため、毎年度「保育所入所待機児童数調査」及び「地方公共団体における単独保育施策の状況調査」並びに「認可外保育施設の現況調査」を依頼しているところであるが、待機児童解消への計画的な取組みを推進するための基礎データとしてその状況を継続的に把握することが必要であることから、平成20年度においても、各調査の提出に対して引き続きご協力をお願いしたい。

2 多様な保育サービスの推進について

一時保育や延長保育等の多様な保育サービスについては、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成20年度予算案においても、「子ども・子育て応援プラン」に基づき計画的に実施すべき事業について重点化を図るとともに、以下のおり事業内容の見直し（再編）や新規事業の実施に必要な予算を計上しているところであるので、積極的な取組みをお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取組みができるよう、特段の御配慮をお願いする。

(1) 病児・病後児保育事業の再編について

病児・病後児保育（自園型）及び「病児・病後児保育事業」（旧：乳幼児健康支援一時預かり事業）については、一体的に事業内容を見直し、病児・病後児保育全体の底上げを図ることとし、補助金の事業として整理再編を行ったところである。

これまでの自園型については、体調不良児対応型と整理し、自園の体調不良児への緊急対応のほか、実施保育所における児童全体の健康管理や地域の子育て家庭等に対する相談支援業務を行うことで、保育所における看護師の役割の充実を図ったものである。

一方、これまでのオープン型についても、病児対応型及び病後児対応

型と整理し、これら施設を利用する児童が安心して過ごせる環境を整えるため、事業担当保育士の充実を図り、あわせて補助単価の引上げを行うことで、内容の充実を図ったものである。

なお、本事業については、児童育成事業費補助金として実施することとしており、国・都道府県・市町村がそれぞれ3分の1ずつ費用負担することとなるが、「地方交付税法等の一部を改正する法律案（平成20年度当初予算関連）」の成立を以て、これに伴う地方財政措置（都道府県分）についても、財政措置されることとなるので、特段の御配慮をいただきたい。

（2）家庭的保育事業について

家庭的保育者（保育ママ）に対する巡回指導や相談等の支援を行う専任職員（家庭的保育支援者）を新たに保育所の下に配置し、家庭的保育者に対する支援体制を充実させるとともに、損害賠償保険の加入に係る費用や家庭的保育者の処遇改善に要する費用等を算定し、補助単価を引き上げるために必要な経費を平成20年度予算案に計上しているところであり、各都道府県・指定都市・中核市においては、管内市町村や保育所等が積極的な取組を図ることができるよう、特段の配慮をお願いしたい。

また、昨年12月にとりまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において、家庭的保育の制度化について、平成20年度において実施すべき課題とされたことを受け、今通常国会に所要の法案を提出する準備を進めているところである。

（3）地域保育資源活用事業について

休日保育、時間外保育、病児・病後児保育に対応可能な地域の民間保育資源（事業所内保育施設）において、地域住民の児童を受け入れることで、保護者の多様な保育ニーズに対応するための地域保育資源活用事業を2ヵ年のモデル事業として実施することとした。

対象となる児童は、近隣に休日保育、夜間保育、病児・病後児保育を実施する保育所がない等の理由により、当該保育の利用が困難な地域住民の児童（休日・時間外保育にあっては保育に欠ける子）とし、通常事業所内保育施設を利用している児童（当該事業所の労働者の子）についても、市町村における入所基準を満たしている場合には本事業の対象となる。

ただし、（財）21世紀職業財団の両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の運営費を受給している間は、この限りでないので、ご留意願いたい。

3 認定こども園の実施状況等について

平成18年10月1日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が施行され、認定こども園制度が開始されたところである。

認定状況については、別紙のとおり平成19年8月1日現在で105件の認定があり、今後約2,000件の申請が見込まれているところである。

各都道府県におかれては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月18日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号。以下「法施行課長通知」という。）においてお願いしているとおり、利用者や事業者（施設）等の視点に立ち、認定こども園に関する窓口の一元化等、関係機関相互の密接な連携協力を図るなど、認定こども園の設置促進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

特に、「社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の取り扱いについて」（平成19年4月6日雇児保発第0406002号）、「認定こども園の税制上の取扱いに関する留意事項について」（平成19年4月20日19初幼教第5号・雇児保発第0420001号）を発出しているところであり、市区町村及び事業者等の制度に関する認識を深めるため、情報提供や普及啓発について、格別の配慮をお願いしたい。

また、地方分権改革推進委員会及び規制改革会議において、現場の実情を踏まえた運用改善に取り組むべきとされており、実態把握のため、年度内に調査の実施を予定しているため、その際はご協力をお願いしたい。

なお、国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して幼保連携推進室を設置し、認定こども園に関する照会への一元的な対応やホームページを通じた情報提供等を行っているところである。ホームページについては、今後、全国の認定こども園に関する情報や関係法令、通知等を随時掲載していきたいと考えているので、各都道府県におかれては、認定予定状況をはじめ、関連する情報を幅広く提供していただきたい。（別冊資料1）

（参考）

- 幼保連携推進室ホームページ <http://www.youho.org/index.html>
- 幼保連携推進室メールアドレス info@youho.org

4 保育所の規制緩和等について

(1) 規制改革会議・地方分権改革について

昨年12月に決定された規制改革会議の「規制改革推進のための第2次答申」において、保育所における直接契約・直接補助方式の導入や保育所の入所基準に係る見直しについては、様々な課題があることを考慮し、認定こども園の実施状況等を踏まえ、その可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討することとされ、これを尊重する旨の閣議決定もなされたところである。

答申では、そのほか保育士試験受験要件等の見直し、家庭的保育の活用促進や病児・病後児保育サービスの拡充なども盛り込まれたところ。これを受け、平成20年3月には、「規制改革推進のための3か年計画」が改定される予定である。

また、地方分権改革については、平成19年5月に地方分権改革推進委員会が「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」を取りまとめたことをはじめ、同年11月には「中間的なとりまとめ」を決定したところである。「中間的なとりまとめ」においては、認定こども園制度の運用改善、幼保一元化に向けた制度改革や保育所を含めた福祉施設の設置基準の見直しなどが取り上げられている。これらの項目については、平成20年春以降順次「勧告」が行われ、「地方分権改革推進計画」として閣議決定されることとなる。さらに、平成21年度内を目途に新分権一括法案の国会提出を目指すこととされている。
(別冊資料2、3)

(2) 構造改革特区について

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、平成18年度に引き続き、平成19年10月から11月にかけて、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第47条第1項に基づき、特区認定市町村における事業の実施状況についてアンケート調査を行ったところであるが、依然として事業実施の要件が守られていない事例があったほか、食物アレルギーや体調不良児等への対応について弊害が生じていると言わざるを得ない状況があったことなどを踏まえ、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、「全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できないため、再度評価すべき時期についての意見をまとめた」と決定されたところである。これを受け、平成20年度に再度評価等が行なわれることとなる。

保育所の給食については、施設内での自園調理が望ましいことには変わりはないが、仮に特区において外部搬入を実施する場合でも、「構造改革特別区域における公立保育所の給食の外部搬入方式の容認事業について」（平成16年3月29日雇児発第0329002号）の2の留意事項に掲げられた要件の遵守が図られるよう、周知徹底に努められたい。

なお、特区の評価過程において、「通知を根拠とする特区については、特例措置を全国展開するか、全国展開が容認できないのであれば、法規制の形で明確化するべき。」という意見が出されたことを踏まえ、当該特区を省令を根拠としたものとするため、現在児童福祉施設最低基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の改正作業を行っているところである。

（3）保育所の民営化について

都市部を中心とする保育需要の増大を受け、平成13年の児童福祉法の改正においては、保育所の供給拡大を図るために、公有財産の貸付け、保育所運營業務の委託その他の措置を積極的に講じ、社会福祉法人等多様な民間事業者の能力を活用した保育所の設置・運営を効率的かつ計画的に促進することとされた。この貸付先、委託先等の選定に当たっては、「児童福祉法の一部を改正する法律等の公布について」（平成13年1月30日雇児発第761号）において、保育所が児童福祉を担う重要な機能を有していることに鑑み、手続きの透明性、公平性に配慮されるようお願いしているが、一部の市町村において、選考基準や選考過程が不明確であるなど、手続きの透明性、公平性に問題があると思われる事例も見受けられるところであり、平成16年7月に送付した「保育所の地域への多様な展開事例集」も参考としつつ、円滑な民営化が行われるよう引き続き適切な対応を図られたい。

5 保育所の入所について

都市部を中心にして待機児童が多い状況の中で、保育所入所希望者が多い場合の入所児童の選考については、透明性・公正性の確保が求められる。具体的には、母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮するとともに、就労や家庭の状況などもきめ細かく考慮し、あらかじめ公表した公正な方法で選考されるよう、特段の配慮をお願いしたい。

(1) 保育所入所の円滑化について

保育所への入所の円滑化については、「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日児発第73号・児保第3号)により実施されているが、各地方公共団体においては、保育所における保育の実施が適切に行われるよう、以下の点について改めて御配慮願いたい。

①定員内保育

保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であること。

②定員の見直し

定員の見直しの基準は、連続する過去の3年度間常に定員を超えており、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態であること。

(見直し後の定員は、年間を通じて入所児童数が定員の範囲内に納まるよう設定すること。)

③定員変更の留意点

定員の見直しは地域の保育需要の適切な把握が重要であることから、定員見直しに当たって都道府県知事は、あらかじめ地域の保育需要等に関し、市町村長の意見を求めること。

なお、規制改革会議の答申において、定員の弾力化の在り方についても検討することが指摘されている。その具体的な内容については、今後検討していくこととなるが、詳細が固まり次第、追ってお示しすることとなるので、ご留意願いたい。

(2) 育児休業期間中及び終了時における入所の取扱いについて

- ① 保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所に入所していた児童については、「育児休業に伴う入所の取扱いについて」(平成14年2月22日雇児保発第0222001号)において、

i 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合、

ii 当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合等、児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないとしているところであり、育児休業の取得により、入所していた児童を一律に保育所から退所させることのないよう、柔軟な対応をお願いしたい。

なお、平成17年の育児・介護休業法の改正においては、一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業ができることとされたところであるが、この場合においても、同様の取扱いであるので、併せて御了知方お願いする。

- ② 保育所によっては、育児休業期間終了時を含め、新規に保育所に入所する児童について、いわゆる「ならし保育」が実施されている場合があるが、1～2週間程度の「ならし保育」の期間中は、通常の勤務形態による就労が困難となることが多いと考えられることから、「育児休業期間終了時における保育所の弾力的取扱いについて」（平成18年7月5日雇児保発第0705001号）において、「ならし保育」として適当と考えられる1～2週間程度の期間内において、育児休業終了前に保育所への入所決定を行い入所させること等の取扱いを行って差し支えないとしたところである。

企業で独自に「ならし保育」に対応するための休暇制度を設けている場合等について、保育所においても、企業の取組に応じた柔軟な対応をお願いしたい。

(3) 母子家庭等及び特別の支援を要する家庭の児童の保育所優先入所について

- ① 「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」（平成15年3月31日雇児発第0331011号）において、保育所に入所する児童を選考する際の母子家庭等の優先的な取扱い等についての具体的な取扱いをお示ししているところであるが、当該通知の内容について、改めて御了知方お願いする。

なお、昨今、DV被害の深刻化が問題となっているが、DV被害者の児童の保育所への入所については、父母等が離婚調停中など「母子家庭等」とは認められない場合であっても、当該被害者や児童等の状況を総合的に勘案した上で、児童福祉の観点から特に必要と認められる場合には優先的に取り扱うなど、各自治体において適切な御配慮を

お願いしたい。

- ② 平成16年に児童虐待の防止等に関する法律が改正され、同法において、児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないことが規定されたところである。この具体的な取扱いについては、「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（平成16年8月13日雇児発第0813003号）においてお示ししており、当該通知の内容について、改めて御了知方お願いする。

なお、認定こども園制度においては、認定こども園である私立保育所（私立認定保育所）の利用は、利用者と施設との直接契約によることとしているところである。

私立認定保育所が入所する子どもを選考する際は、法施行課長通知においてお示ししており、こうした母子家庭等や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮しなければならないこととしており、各自治体におかれては、十分にご留意願いたい。

（４）保育所の費用徴収制度の取扱いについて

保育料については、児童福祉法第56条第3項の規定に基づき、保育の実施に要する費用を扶養義務者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して市町村長が定めることとしており、保育料の徴収基準となる課税額の階層区分の認定に関する「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」（平成7年3月31日児企第16号）により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行っても差し支えないこととしているところである。

昨今、DV被害等が深刻化する中、こうした家庭において父母等が別居し、離婚調停中の場合などにおいては、現に保育所入所児童を扶養している者の負担能力に著しい変動が生じている場合もあると考えられることから、「家計に与える影響を考慮する」との児童福祉法第56条第3項の規定の趣旨に照らし、こうした場合について、個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料の徴収に配意願いたい。

また、保育料の滞納については、保育料を納めている保護者との公平性の問題はもとより、市町村の他の予算から補填するなど他者に負担が生じたり、保育所の安定的な運営に影響を及ぼし、保育所に入所する児童の健やかな育成が損なわれるおそれもあるなど、極めて重大な問題である。保育料の納付については、保護者の方々に応分の負担をしていただくことの必要性について十分に説明し、理解と協力を求めることが必

要であり、正当な事由なく保育料を納めない保護者については、関係部局等と連携した納付の呼びかけ、更には、徴税担当部局等との連携のうえ、財産調査及び差押等の滞納処分を含め、厳格な対応を図られたい。

(5) 保育所に関する情報提供について

全国の保育所情報等の子育て関連情報については、財団法人こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」として平成13年2月から情報を広く提供しているところである。

特に、保育所情報についてはアクセス件数が最も多く、常に新しい情報の提供が求められている。ついては、平成20年1月10日付け事務連絡で各地方公共団体及び保育所において最新情報への更新をお願いしているところであるが、引き続き情報の更新についてご配慮願いたい。

6 保育所保育指針の改定について

平成18年12月から「保育所保育指針」改定に関する検討会を設置し、指針の告示化、養護と教育の充実・小学校との連携強化、地域の子育て拠点としての保育所の機能強化等の観点から、その改定について検討を行い、昨年12月に報告書が取りまとめられたところである。

報告書においては、①質の向上の観点から大臣告示化により最低基準としての性格を明確化すること、②各保育所の創意工夫や取組を促す観点から内容の大綱化を図ること、③保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明確で分かりやすい表現を用いること、④指針と併せ、解説を作成すること、という基本的考え方を踏まえ、保育所の役割等の明確化、保育の内容（養護と教育）の充実、小学校との連携、保護者に対する支援、計画・評価、職員の資質向上などの内容の見直しが必要とされているところである。

現在、パブリックコメントを実施しているところであり、ご意見等を踏まえつつ、本年3月末に告示を公布し、併せて解説書を公表するとともに、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国（厚生労働省）が取り組む施策及び地方（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定する予定である。

施行については、平成21年4月を予定しているところであり、平成20年度において管内の市町村、保育所その他関係機関への積極的な周知をお願いしたい。（別冊資料4）

7 保育所等における事故防止等について

(1) 保育所等における事故防止について

保育所及び認可外保育施設の保育については、一人一人の子どもに応じて健康を保持し、安全を守るよう心がけることが基本であるが、思いもよらぬ原因により尊い命が失われる事故等が発生している。

近年、発生した死亡事故の主なものは、

- ① 午睡中、呼吸が停止して亡くなった。
- ② 所外活動中、交通事故に遭い亡くなった。
- ③ 送迎バス内で、熱射病で亡くなった。
- ④ O-157等の感染症に罹患して亡くなった。

等であり、様々な状況下で事故等が発生している。

このため、次に留意の上、貴管内の保育所等に対して、必要な措置を講じ、事故の発生防止に努めるよう指導をお願いします。

- ① 日頃から子どもの事故発生についての知識を持つこと。
- ② 保育室、園庭、遊具等の施設・設備及び施設内外の活動等において危険な箇所がないかどうかについて点検し、常に安全に対する意識をもつこと。

特に、近年の公園等に設置された遊具での事故報告を踏まえ、保育所の遊具の安全確保のため、日常の点検と発見されたハザードに対する措置等をとるなど、万全を期されるよう指導方をお願いします。

また、このことのほか「保育所保育指針について」（平成11年10月29日児発第799号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の「第12章健康・安全に関する留意事項」に基づき適切に対応するようお願いしたい。

(2) 保育所の耐震化の促進について

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要であり、平成19年度補正予算においても保育所等の耐震化対策に係る経費を計上し、この推進を図っているところである。全国的な取組状況をみると、耐震診断実施率は31.8%、保育所の耐震化率は56%に留まっており、各都道府県等における取組は大きな格差が生じており、設置主体別の耐震化率をみると、公立保育所は52.7%、私立保育所59.1%となっている。これらを踏まえ、各都道府県等においては、管内市町村に対する情報提供を通じて、保育所の耐震化の推進に努められたい。（別冊資料5）

また、保育所の耐震診断に要する費用については、「住宅・建築物耐震改修等事業（国土交通省所管）」により補助対象とされていることから、これらを活用し、耐震診断を着実に実施されたい。なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。

（参考）住宅・建築物耐震改修等事業（国土交通省所管）の概要

○補助対象事業

- （１）地方公共団体等が行う住宅・建築物耐震改修等事業
- （２）住宅・建築物耐震改修等を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業
（保育所を含む社会福祉施設全般も補助対象）

※ 耐震診断については、以下の地域に存する建築物を対象

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された延べ面積1,500㎡を超える建物が2以上存在し、
- ② 概ね1ha以上の規模を有する地域

○補助率等

（１）補助率

地方公共団体が実施する場合 国：1／3、地方：2／3
地方公共団体以外が実施する場合 国：1／3、地方：1／3、所有者等：1／3

（２）補助額

実際にかかった費用の1／3（上限あり）

（３）認可外保育施設に対する指導監督について

事業所内託児施設を含む認可外保育施設の指導監督については、児童福祉法第59条及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）により行われているところであるが、平成18年度の認可外保育施設の点検結果においては、都道府県知事等への設置の届出等が義務づけられている施設（届出対象施設）のうち、認可外保育施設指導監督基準に適合している施設は45%、届出対象施設のうちベビーホテルについては、基準に適合している施設が30%であり、昨年度から改善したものの依然として低い水準にあると

ころである。

一方で、多数の死亡事故が発生しているほか、滞在期間が数年にもわたる長期滞在児の存在が明らかになるなど、認可外保育施設に対する適切かつ厳正な指導監督の徹底が改めて必要不可欠である。

このため、都道府県等においては、改めて児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督の徹底を図るとともに、特に改善を求める必要がある施設に対しては、

- ① 改善状況を確認するため、必要に応じて施設の設置者等に対する出頭要請や、施設に対する特別立ち入り調査を行う、
- ② 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しが無いなどの悪質な場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う、

等、速やかに改善がなされるよう厳格な措置を講じるなど、届出対象であるか否かにかかわらず適切な指導監督の実施をお願いする。

また、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると想定されるので、特段の配慮をお願いしたい。

(参考)

平成18年度末までの過去5年間における死亡事故件数（厚生労働省に報告があったものに限る）

- ・認可保育所 20件
- ・認可外保育施設 33件

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)